

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：平成31年3月7日 16時00分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・平成30年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」結果（発表）
- ・三重県いじめ防止基本方針の改定（報告）

### 質疑事項

- ・発表項目について
- ・いじめ対策審議会について
- ・スマートフォンの学校への持ち込みについて

### 発表項目

（教育長）私の方から、1件発表させていただきます。スマートフォン等の使用に関する実態調査の結果でございます。今回の調査は、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないための取組を進めていこうと、その実態を把握するために調査したものでございます。調査の対象は、29市町の小中学校各1校、県立高等学校10校の児童生徒11,292人でございます。お手元の概要についての資料をご覧ください。調査内容について2-(1)をお願いします。調査内容についてですが、昨年度と異なる点でございますけれども、新規調査項目として※印をつけてございます。※印の内容ですが、「児童生徒への調査」として、ネットトラブル等の状況、ネット依存の傾向などについて、「学校への調査」としては、スマホの使用に係る生徒指導の状況、児童生徒の教育、保護者への啓発、教職員への研修などについて聞いてまいりました。(2)の主な調査結果について説明いたします。児童生徒への調査結果です。①スマホの所持率については、昨年度の調査と比較して中学生・高校生は変わりありませんが、小学生においては、50.3%から39.3%に減少しております。これは、小学生の所持率というのは中高生に比べて学校間の差が大きい状況があり、調査対象校が変更になったことによるものと考えています。次に、資料2ページをご覧ください。②学校がある日にスマホを1日に2時間以上使用している児童生徒の割合は、昨年度に比べて減少しています。また、学習に使用している割合というのは小学生が55.8%、中学生が73.5%、高校生が82.2%となっており、そのうち、約半数の児童生徒の使用時間は30分未満となっています。③ネットトラブルにあった、またはあいさうになったことや、困ったことがあると答えた児童生徒は、小学生で7.7%、中学生で13.5%、高校生で13.6%でした。困っていることについては、「メールやメッセージのやりとりが終わらず、寝不足や勉強に集中できなくなった」というのが、すべての校種で最も多くなっています。④ネットの依存傾向が疑われる児童生徒の割合は、小学生が2.4%、中学生が4.4%、高校生が3.8%でございました。3ページをご覧ください。「学校への調査」でございますけれども、ここからは、①各学校におけるスマホの使用に係る生徒指導上の課題として、小中学校では、「いじめの問題」への対応が、高校で

は、「画像や動画の投稿・掲載に係る問題」への対応が最も多いことがわかりました。4ページをご覧ください。③ですが、児童生徒への指導と保護者への啓発の両方を実施している学校は、スマホを2時間以上使用している割合やネットトラブル等にあった割合が、そうでない学校と比較して低いという結果が見られました。「3. 今回の結果を踏まえた今後の取組」としては、今後は、以下の3つの取組を進めていきたいと考えています。1つ目として、県教育委員会が、平成29年3月に作成した「インターネットトラブル対応事例集」に取り上げていない、ネットいじめや不適切画像等の事例を追加作成して、各学校に配付し、教職員がネットトラブルに対応する際の追加提供資料としたいと考えています。これが29年3月に出したやつですので、これに新たに、そういう事例を挟み込むということを考えています。2つ目、子どもへの指導教材や保護者への啓発資料をホームページに掲載し、その活用法を教職員に研修会で周知し、全県的な取組に広げます。これは、まだまだ、やはりこの資料を活用して研修会をしようというところが少ないので、そこが課題かなと考えているところから、こうさせていただきます。3つ目、子どもたちが、スマートフォンの適切な使用についてルールづくりに取り組むなどの、主体的な取組を進めていきます。学校とか、大人の世代が「こうや、こうや」と言っても、やっぱり、自分たちでルールを作って、自分たちが「こうしてはいけない」とか、そういうことを見つけながら、ルールづくりをすることによって、トラブル等も一つでも少なくなるのではないかと、このように考えて、この取組を進めたいと考えています。以上でございます。

それから、もう一つ、前回の教育委員会定例会で、「三重県いじめ防止基本方針の改定について」というのを、これは議案第50号なんですけれども、継続審議となっていました。これについて、本日も出ささせていただいて、原案どおりということでした。それは、定例会の資料については、お手元にあるかと思いますが、1ページでございます。「1 2月8日以降の経過」というところに書いてまして、2つ目のポツのところでございます。文部科学省、厚生労働省から、2月28日付けで、ここに書いてある文書名で、通知が2件ございました。その通知ですけれども、一つは「情報元の秘匿」ということで、新たなルールが設置されました。学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の請求があったとしても保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応すること。それから2つ目は、「保護者からの要求への対応」ということで、新たなルールの2つ目でございます。学校等及びその設置者においては、保護者から学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校等は複数の教職員等で対応するとともに、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有の上、関係機関が連携して対応すると、このような内容の通知がございましたので、これを受けて、今回のいじめ防止基本方針の改定に関するところで追記をしたところがございます。それは、3と書いてございますが、方針案の5ページでございます。アンダーラインが付いてございますように、「(ア) 定期的な調査等」のところで、アンケート調査のところでございますが、その1つ目の丸に、アンダーラインが引いてあるまでは、そのまま、プライバシーに十分配慮するよう促すと書いてあるんですが、その後ろに、先ほど申しあげました新たなルール1のところを書いてございまして、アンケート等に虐待が疑われるような記載があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するととも

に、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応することについて周知徹底を図ることについて、こちらに明確に記載させていただいたのが1つ目でございます。おめくりいただいて、14ページのところにもございます。これについても、ルールの2つ目のところですが、早期発見のところなんですけれども、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応するというので、基本方針の中に、定期的な調査、それから早期発見という所がございましたので、そこに今回の通知を踏まえて、明確にこういう記載をさせていただいたというところが、前回の定例会で議案に出させていただいて、追記した部分です。これについては、定例会の方で原案通りということでした承を得られました。私からは以上です。

### **発表項目に関する質疑**

#### **○三重県いじめ防止基本方針の改定（報告）**

（質）いじめの方から伺っていいですか。

（答）基本方針の方ですね。はい。

（質）提案通りに追記されることになって、これは、これから議会の方に。

（答）3月8日に私どもの常任委員会がございますので、明日ですね。明日、定例会を経た物について、報告させていただくことになっています。議会では12月の時にも、こういう物をつくっているということを報告させていただいていますので、明日、3月8日の委員会で報告させていただくことにしています。そこで、またご意見をいただくということになります。

#### **○平成30年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」結果（発表）**

（質）スマートフォンの実態調査に関してなんですけれども、昨年度から追加した質問とか、変更されたものはあるのでしょうか。

（答）先ほど、ちょっと申し上げましたが、資料提供の後ろに付いている、実態調査結果の概要についてというところなんです、「2 調査内容および主な調査結果」と書いてまして、調査内容のところ括弧書きで※印があるんですね。これが、スマホの使用時間で休日のところ、トラブル等の有無とトラブルの内容、ネット依存の傾向について、これが新たな、昨年度と違う点です。学校への調査というのをまったくしていませんでしたので、今回、学校への調査という、5つございますけれども、このような内容で調査をさせていただいたと、これが昨年度と異なる点です。

（質）スマホの所持率について、学校間で差があるということですが、たとえば北が多いとか、こういった傾向があるのか。

（答 生徒指導課）地域による差というよりは、本当に学校間の差となっています。

（答）地域によって、たとえば北勢とか中山間地とか、そういう分析まではしていない。

（答 生徒指導課）そうですね。そこの特徴は見られません。

（答）単にその学校が、たくさん持っているか、持っていないかということですね。地域的なこととか学校の規模とかは関係ない。

(答 生徒指導課) ではないです。

### ○三重県いじめ防止基本方針の改定（報告）

(質) いじめの基本方針の改定のこと、了承されたということは、今日、もう変わりましたという理解でいいんですか。

(答) それで結構です。

(質) こういった内容を追加で明記されたことで、どういう狙いがあるのかということと、実効性を持たせるために、どういったことが必要かをお願いします。

(答) まず狙いですが、正直言って、この表現の追記がなかったとしても、情報の保護というのは、実はいじめ基本方針の6ページのところに書いてございまして、それは絶対に守らなければならないとなっているんですけども、今回の野田の様な事件というか事案というか、ああいうことがございましたので、そのことを非常に政府自身もというか、国自身も重く受け止められていまして、私たちも衝撃的だなと思うことがありましたので、その部分について、やはり特筆してきちっと書こうということで、書いたというのが狙いでございます。実効性の部分ですけども、やっぱり、教育に携わるこちら側だけでなく、本当に県民のみなさん、それから子どもたち、それから教職員もすべて思っていることだと思うんですけど、このいじめの基本方針というのは、これ1冊を見たら、条例から国の方針から、読んだら分かる構成になっていますので、そこに野田の事案を受けて書き込んだということになれば、「こういう事に、本当に注意しなければならないんだな」ということで、この基本方針を見るだけで実効性があるなと感じてもらえると思っています。

(質) 県民も、なかなかこの方針を読む人って、あまりいないと思うし、教職員も昨今忙しいんで、もしかしたら見落としちゃう人もいるかもしれないですけど、その為にはどうですか。

(答) 新たなルールということで、関係閣僚会議とかあって、それを受けての通知ですので、これはいじめ基本方針の中にこういう内容を追記したということだけですので、虐待についてというのは、市町の教育長会議でありますとか、あるいは校長会でありますとか、そういう場でもお伝えをしていきますし、そういった指導の担当者の研修会においても伝えていきます。そこから、市町教育委員会から学校へ、学校の中では保護者や子どもたちということで、それは今回、方針とは別に伝わる仕組みとなっていますので、実効性は保たれているというふうに考えています。

(質) 実際、そんなふうに願ってらっしゃるということですね。

(答) そうです。通知で発出したということだけではなく、丁寧に説明も加えていっていただきますので、そこで実効性は担保されると考えています。

(質) いじめの方なんですけど、2か所が今回具体的に決まったということ。

(答) そうです。

(質) 前回の内容を踏まえてなんですけど、もともと前回で決まる予定だったものにもプライバシーに十分配慮して、子どものアンケート調査で得られたものの扱いに注意するようというふうな記述はあったけれども、具体的に保護者から求めがあったとしても、というふうに保護者を対象に、事件を踏まえて、国からの通知を踏まえてこのように書き込んだということ。

(答) そうです。2月8日の段階ではどのように書こうかということは内部では検討していたんですけど、国からも非常に素早い、こういうふうには、新たなルールという書き方もされましたので、それも踏まえながらこういうふうにしよと変えたということです。

(質) これ、1ページの棒線箇所は、いじめ防止基本方針の改定についての1ページ、「その際」から「徹底を図る」までの4行の棒線箇所は純然たる今回書き加えというもので、それだけなんですか。

(答) 全くそうです。

(質) 今回の修正は2月8日に用意していたものに対してこの4行書き加えたという。純然たる。

(答) そうです。2ページ目にも14ページにということが書いてありますけども、この2か所ということです。

(質) それで、今日の定例教育委員会を経て、「案」という字は取れたということですか。

(答) 明日、また常任委員会で、県議会の私ども所管の委員会の委員からご意見をいただけるとお思いますので、それも踏まえることになります。

(質) ということは、まだ「案」は取れてなくて、明日案を示して、常任委員会の意見を聞いて、もし修正すべき、また直すべき点があったら直したうえで、「案」が取れるわけですね。

(答) そうですね。その通りです。それでよかったですよね？それとも報告？

(答 生徒指導課) いえ、報告です。

(質) ということは今日で「案」は取れたということですね。

(答) 大変失礼しました。12月の段階でいじめ防止方針の案を出して常任委員会の委員に意見をもらって、それも加えたものが2月8日に出していただいて、それについては教育委員会定例会でご了解いただいて、今日はこの部分ですので、この部分について加えたもので、「案」をとったもので、報告という形で常任委員会には出させていただきます。大変失礼いたしました。

(質) 最終改定3月7日になっているので、平成26年以降、平成31年までに改定したのってこれが初めてですか。

(答) 初めてです。

(質) 2月8日の時点で、2月28日付けで通知があるということは見越していたんですか。

(答) 見越しておりません。2月8日の時点では、2月14日だったですよ、関係閣僚会議は。

(答 生徒指導課) 関係閣僚会議は2月8日です。

(答) 2月8日に関係閣僚があったんですけど。だから通知というのが2月28日に出るかどうかはわからなかったんですけど、同じく2月8日に関係閣僚会議があって、新しいルールを設定していこうということがありましたので、どれだけの時間かには出るだろうなというのは予測しておりましたが、その内容はわかりませんでしたし、日付もわかりませんでした。

(質) 2月8日から28日までの間で、例えば教育委員会でどんな議論をしたとか、追記に向けて。そういうどんな議論をしてきたかというのはいかがですか。

(答) 内部的にはもちろん事務作業ですけど、どういう内容にしたらいいかというのを通知も無い中で、2月8日の関係閣僚会議に新しいルールと書いてあったので、事務的にこれをどうするかというのは担当者とか、私たちも考えました。会長のことについて言ってくださいますか。

(答 生徒指導課) 2月28日の通知を受けて、具体的な検討に入ったと。それで、新たなルールが示されましたので、子どもたちの情報の扱いはこうであるというふうに示されましたけども、その部分をどう記載するかということについて事務局の方で具体的な検討をし、これまで三重県いじめ問題連絡協議会等で、この方針の改定については協議をいただいておりますので、その会長の方へこういう案で考えているということをお示して、それで良いのではないかとというような了解を得られたことによって、今回の定例会に提案をするというような流れです。

(質) どういうことかということ、8日の時点で、ある意味英断で緊急保留ということになったというふうに思っていて、それ以降いわゆる三重県としての独自性のある、情報元の開示を防ぐ方法とか対策を練られたうえで、ある程度一定三重県の独自性のあるものが出てくるんだろうなと思っていたので、この書き方だと通知を受けて反映しましたというイメージになってしまうんですけど、そこら辺どうですか。

(答) 結果的にはそうなったかもわかりませんが、2月8日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議というのがありまして、その内容についてはホームページにも出てるんですよ。新たなルールの設定ということで書いてございますので、関係閣僚会議でこのように話されたら、これを踏まえて、独自性というか、三重県としてどう書こうかということを考えていたのは事実でございます。事務担当としてこの表現どうしようかということのを、報道の前で失礼ですけど、そういうのを思っていました。そうしたら28日に出たということで、次の定例会が3月7日だし、常任委員会も3月8日だしということで、そのことを踏まえて、全く違うということもないだろうと思えますけども、同じような内容になるのであれば、国からの通知が来ましたと、三重県のいじめ防止基本方針の書きぶりはこうだと市町教委・学校におりたとき、違うのもどうかと思ひまして、結果的には同じになってしまいましたけど、それを踏まえて、こういう表現にさせていただいたということでございます。

(質) 通知の前に全く別の案があったというわけではない。

(答) こう書こうというところまでではないです。

(質) 今日は定例会ではこれに関して委員からどんな意見がありましたか。

(答) 私も最初に申し上げましたが、情報の保護については書かなくても基本方針の中では書いてあるよねと。今回の野田の事案があったので、子どもの安全、それから保護のためにこういうことを書いて徹底させるということについては評価するというご意見がありました。それから、保護者に伝えるということで、保護者だけに限定するのはどうか、保護者だけではなく、「等」という言葉を付けたらどうでしょうかというようなご意見もございました。ただ「等」としてしまうとあれですので、今回何回も言いますが、6ページのところに情報保護ということも書いてあるので、だから「等」でぼやかすよりも、野田の事案を受けて変えたということは認識しなければいけないので、こういうふうを書く

ことにさせていただくということで、よくわかりましたということでご了解をいただいたという、そのような感じでございます。

(質) 野田市の事案を受けて、明確にということで「等」はつけないということで、それは教育長ご自身が理解を求めたということですか。

(答) 私は教育委員会定例会の議長の役割です。

(質) どなたかが？

(答) 事務局側から説明をさせていただいて、了解を得たということです。異論があったとかそういうことはありませんので、広げといたらどうでしょうかねと。

(質) そういう趣旨の話があったということ。

(答) そうです。

(質) 全会一致で良かったですかね。

(答) はい。全会一致でございます。

(質) 4人ですか。

(答) 4人です。

(質) 教育長を含めて。

(答) 含めると5人です。

#### ○平成30年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」結果（発表）

(質) スマホのやつですけど、アンケートの対象の学校を変更している理由というのは、これは抽出調査なんですか。

(答) そうです。市町へ学校の抽出もお任せしている。

(質) どういう観点でこの学校を選んでいるんですか。

(答 生徒指導課) 市町の方には小中学校1校、小学校は4年生以上ですけど、2クラスそれぞれ選んでくださいということでお願いしておりまして、その学校が選ばれるかは市町の方にお任せしています。

(答) 3年に1回だったんですね。本来では。

(答 生徒指導課) 昨年度の前は平成26年に実施しています。

(答) それで、今回が3回目。それで、アンケートを取るということ自身、内容についてそれぞれの学校で意識を持ってもらうという意図もあって、学校については変更をしております。

(質) その時点でのタイミングのデータを把握するという点ではそれでいいのかもしれませんが、変化について、そこら辺はどうなんですか。データの信ぴょう性とか。

(答) 本来であれば、特にこの所持率についてパーセンテージも違うし、ということもあるんですが、今回、前回の29年度と調査項目を見たんですけど、その時に知りたい内容を今回というのが、割と重点をおいたということがありまして、今度はわかりませんが、3年後には時系列で、26年、29年、3年後という数字を見れるようなことも考えなければいけないかなということも考えております。今回はネットトラブルというところで、ネット依存とかいろいろ問題になってきているので、そこを知りたかったということがございましたので、内容的に今年はそうしたと。時系列に見るには3年前3年後、もう一つ3年後という形でするときにはそのことについて考えたいと思います。

(質) そもそも小学生の児童って三重県内に何人ぐらいいるんですか。4, 266人というのが全体の何割ぐらいかっているのを。

(答) 後で正確な数字を答えさせていただきます

(質) 2時間以上使用している児童生徒は小学生で17.3%と出てますよね。この分母はスマホを所有している小学生の人数なのか、全体に占める割合なのか。

(答 生徒指導課) 報道資料の5ページのところになりますが、児童生徒用の質問紙の1番のところで、①、②と答えている子が対象となります。「自分専用のスマホ」及び「保護者とか友達のを借りて」というのが含まれております。

(質) そうすると所有していないというふうな子については質問には。

(答 生徒指導課) それは対象にはなっていません。

(答 教育総務課) 児童生徒数ですが、平成30年度の人数で小学校が94,036人です。

(質) その94,036人のうちの4,266人のデータで、現状を十分把握できている、時系列の変化ということではなくて、今の定点としての今後の施策に生かせるデータとしては、足りうるものなのかなっているのを。

(答) 標本の数ですよ、統計的に。例えば千を切るような数字ならわかりませんが、4千あればというふうには考えている、統計学的にこの数字がいいのかというところまでは検証していませんが、4千人という数字であれば、大きな方向性は見れるのではないかというふうには判断しております。

(質) ただ、それで前回50.3%だった小学生の使用率が39%に下がるわけですよ。そこらへんが、どういうふうに認識しているのか。

(答) 確かに10%の差というのは非常に大きくて、それを同じように思うところではあるんですけども、実際に私も担当に聞いたら、本当に学校によって、すごく少ないところと多いところの差があるという事実があるということですので、それも大きな事実というのも今回分かりましたので、標本の数については、次回の調査の時にはもう少し考えさせていただきたいと思っております。

(答 生徒指導課) 先ほどの小学生94,036人なんですけれども、私共の調査の対象としましたのは、4, 5, 6年生ですので、この半分くらいなのかなというふうに思います。今年の調査対象の4,266人なんですけれども、昨年度の調査で調査しきれなかった部分を今年調査するというので、平成29年度の調査で小学生4,354人から回答を得ていますので、規模としては昨年度の調査並みというところをまずは考えての抽出調査ということでございます。

(答) 本当は悉皆調査をすれば、全県の傾向であるとか、そういうのは分かると思いますので、抽出がいいのかどうかも含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

## その他の項目に関する質疑

### 〇いじめ対策審議会について

(質) 今日の日中の報道発表の第3回いじめ対策審議会について、最終的には委員の方が決めるというところではあると思うんですが、今回どのような形で進めて、どのあたりまで審議の内容が進むことを期待しているか、見通しについて。



(答) 実際ですね、1月の末に委員から聞き取ってもらった内容を踏まえて、次にどうい  
うことを調査するか、どうやって進めていくかっていうことの議論になると思いますので、  
どこまで期待とか、それがさらに進めばいいなっていうことぐらいしか、内容も全く承知  
していないし、事務局も介在しておりませんので、専門性を持った委員なので、子どもが  
どうだったかっていう真実を知りたいと、それこそ保護者の考えに沿うような形で審議が  
進めばいいなっていうことを期待しているということでご理解いただくより仕方ないかな  
と思うんですけど。内容を事務局が進めていくのであれば、ここら辺までと言えますけど、  
そこは非公開ですし、事務局も入っての調査は全くしていませんので、それは委員の先生  
方には、何回もくどいですが、保護者の方が子どもにどういうことがあったか真実を知  
りたいと、そこに近づけるような調査がずんずん進んでいけばいいなというふうに期待し  
ていると、繰り返しになりますが、そのようなことでご理解いただきたいと思います。

(質) 項目にも入ってましたけど、遺族の方と学校に対する聞き取り調査は終わったって  
いうのは。

(答) 終わりました。それは1月の末に終わっております。今度はそれを踏まえてって  
いうことなので。

(答 生徒指導課) 教育長からありましたけれども、遺族の方と学校関係者に聞いたお話  
を踏まえて、今後どのように進めていくかっていうことですが、新たに調査したとこ  
ろで、もうちょっと追加の調査があるとかいらんとかっていうことも、またそこで判断  
されると思いますので、どの段階でどこまで進められるかっていうのも私は分かりませ  
んし、ご遺族からどのようなお話を聞かれたのかについても私共は承知しておりません  
ので、はっきりしたことは申し上げられないんですが、ご遺族の気持ちに寄り添えるよう進めて  
いただきたいと思っております。

### ○スマートフォンの学校への持ち込みについて

(質) この調査ではないスマートフォンですけど、学校への持ち込みに関する検討は、ス  
ケジュール的にいつまでにどういうふうに決めたいとか。

(答) 三重県としてですか。三重県としてというか、大阪がああいう形で、大臣も見直す  
方向だっということをおっしゃっておられます。なので、やっぱりスマホがまわりにな  
い状況ではないだろうなっていうことが前提なのと、文科省も見直すだろうなっていうこ  
とが前提という中で、普通に考えるのは、さっきも所持率がありましたけど、持っていない  
子がどういうふうに受け止めるのかなであったりとか、あるいは、近くにあったらスマホ  
の方が授業よりというか、休み時間もちょっと触ってしまうようになるんじゃないかなと  
か、余計にネットに依存というかネットを見るようになってしまうんじゃないかなとか、  
色々課題は出てくる。そして、もし子どもが盗難にあったらとか、子どもが走っていて落  
としたらとか、本当にいろんなことを、課題というか考えなければならぬことがたくさ  
んあるので、スケジュール感というよりは、しかも学校ごとに所持率が違うように、学校  
としてどのように考えるのか、市町教育委員会とどんなふうに考えるのかってものを、  
まずはフリートークみたいな形でお聞きをしながら進めていくということしか、今の段階  
ではスケジュール感というところまでは行ってないのが事実です。

(質) いつまでに決めたいとかは。

(答)そこはないです。それも先ほどおっしゃったように、国のを待っているか、それが結果かということになるかもしれませんが、大阪も今、市町へ照会をされていると聞いておりますので、国の方にもいろいろ情報をもらいながら進めたいということを思っています。

(以上) 16時40分 終了